

富士見市市民活動保険 Q & A

その他

	質問	回答
1	子どもが事故を起こした場合にはどうなるのですか。	対象となります。 子どもの起こした事故に対しては、指導者等または親権者が賠償責任を負うこととなりますが、その際の金額を補償します。
2	ボランティア活動中に財布を盗まれてしまいました。保険の対象となりますか。	対象となりません。 盗難による損害は補償されません。
3	地域活動を行うための会議や打ち合わせなど、準備中に事故が起きた場合でも保険の対象となりますか。	対象となります。
4	防災訓練で備品を運んでいる際に手を深く切ってしまいました。対象となりますか。	対象となります。 防災訓練の活動者は、市民活動を行う方とみなします。
5	ボランティア活動中に地震があり、落下物で頭にケガをしました。対象となりますか。	地震、噴火、津波など天災による事故は対象となりません。 ※天災によるケガを補償するボランティア活動者向けの保険として、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険（天災タイプ）」があります。
6	通勤途中で道に倒れている人を見つけ、助け起こそうとしましたが、支えきれずに転倒してケガをした場合は対象となりますか。	対象となりません。 本保険は、継続的・計画的に実施されている公益的な活動を対象としています。一時的な善意の行動や突発的な人命救助は対象となりません。
7	市民活動中に、不審な人物がいたので取り押さえようとして格闘の末ケガをしましたが対象となりますか？	状況判断が必要です。 対象となる事故は、活動者が事故を予測できず、避けられない、外部からの要因による事故です。 相手が刃物を持っているなど、事前にケガをすることが予測できる状況は、対象外となります。

	質問	回答
8	活動中に転倒し、頭を強く打ったため病院で検査を受けました。検査の結果、異常はありませんでしたが、検査での通院も対象となりますか。	対象となります。
9	P T A活動中に怪我をしてしまいました。対象となりますか。	対象となりません。 P T A活動は互助的な活動にあたります。P T A安全互助会等の保険で対応してください。
10	町内にある神社で行う祭りで、町会の役員が行う祭りの準備や後片付けは対象となりますか。	状況判断が必要です。 氏子や総代が主催であれば、宗教的な行事とみなし、対象外となります。 町会・子ども会等が主催で、神社の境内を利用するのみであれば対象となります。